

富山県DX・働き方改革推進本部設置要綱

(目 的)

第1条 本県産業や地域の競争力を高め、更に発展させるとともに、豊かで暮らしやすい社会を実現し、人口減少・少子高齢化の進展や新型コロナウイルス感染症拡大を契機に求められている社会の変化等の諸課題に対応していくため、行政及び産業・地域社会におけるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）と、これによる働き方改革を推し進めていく必要がある。このDXと働き方改革を幅広く計画的に推進するため、富山県DX・働き方改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(業 務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を行う。

- (1) DX・働き方改革の推進に係る基本方針（以下単に「基本方針」という。）の策定
- (2) 基本方針に基づくアクションプランの策定、推進及び検証
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(本 部)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもってあてる。

- 2 本部長は本部の業務を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときはその職務を代理する。
- 4 前項の規定により、本部長の職務を代理する副本部長の順序は、本部長があらかじめ定める。

(会 議)

第4条 本部長は、本部の会議を招集し、その議長となる。

(DX・働き方改革推進補佐官等)

第5条 民間の視点から幅広い助言を得るため、本部に、本部長及び副本部長を補佐するDX・働き方改革推進補佐官及びDX・働き方改革推進副補佐官（以下「補佐官等」という。）を置く。

- 2 補佐官等は、次に掲げる事項について助言を行うものとする。
 - (1) 県のDX施策の全体最適化に関すること
 - (2) 相乗効果を生ずる官民連携等に関する専門的・技術的事項
 - (3) DXによる働き方改革の民間への普及促進に関すること
 - (4) 県全体のDX人材育成に関すること
 - (5) その他基本方針及びアクションプランに関すること

(委員会)

第6条 本部に、DX・働き方改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織し、別表2に掲げる職にある者をもってあてる。

3 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 基本方針及びアクションプランの検討
- (2) アクションプランに基づく事業の進捗管理及び検証に係る作業
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(部 会)

第7条 委員会は、部会を置くことができる。

2 部会の構成員、職務その他必要な事項は、委員会において定める。

(事務局)

第8条 本部の事務を処理するため、知事政策局デジタル化推進室内に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他の事項は、必要に応じて本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月4日から施行する。
- 2 富山県庁情報化推進本部設置要綱は廃止する。

別表1

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	教育長 警察本部長 知事政策局長 危機管理局長 地方創生局長 経営管理部長 生活環境文化部長 厚生部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 会計管理者 企業局長

別表 2

区 分	職 名
委員長	副知事（知事政策局担当）
副委員長	知事政策局長
委 員	知事政策局次長 危機管理局次長 地方創生局次長 経営管理部次長 生活環境文化部次長 厚生部次長 商工労働部次長 農林水産部次長 土木部次長 出納局次長 企業局次長 教育委員会教育次長 警察本部警務部長